

令和4年度（4月～6月）神戸市民病院機構における医療事故

神戸市民病院機構における医療事故の公表に関する指針に該当する事案（医療側に過失が認められるレベルA以上の事案等）は以下のとおりです。

なお、公表に当たっては患者さん及びご家族が特定・識別されないよう、個人情報の保護に最大限の配慮を行いつつ、事案の内容について一定の範囲で公表を行っています。

神戸市民病院機構における医療事故の公表に関する指針は、神戸市民病院機構のホームページをご覧ください。

＜公表に関する指針＞

URL：<http://www.kcho.jp/media/pdf/disclosure/anzen/300701shishin.pdf>

1. 事象レベル別件数（令和4年4月～6月）

レベル	件数	態様
A	0	予期しなかった、もしくは予期していたものを上回る濃厚な処置や治療の必要性が生じた場合
B	1	予期しなかった、もしくは予期していたものを上回る永続的な障害や後遺症が残り、有意な機能障害を伴う場合
C	0	事故が死因となる場合（原疾患の自然経過によるものを除く）

2. 公表事案

（1）レベル：B

（2）発生年月：令和4年5月

（3）発生場所：神戸市立医療センター西市民病院

（4）発生状況と経緯：

- ・右耳下腺腫瘍の患者（80代男性）に対して、全身麻酔下で腫瘍の摘出術を実施した。摘出対象の腫瘍は、耳下腺内に網状に張り巡らされた顔面神経群よりも深部にあるため、摘出に際しては細心の注意を払い、顔面神経をなぞるように処理を進めていた。
- ・しかし、当該患者の顔面神経が、通常よりも中枢に近い位置で分枝していたこともあり、分枝部分を見落とし、神経を損傷させ眼瞼に麻痺が残った状態となった。

（5）対応・処置：

- ・腫瘍摘出後、ただちに断裂した顔面神経を顕微鏡下で縫合・接着し、患者本人・家族に対して経緯の説明と謝罪を行った。

（6）今後の対策：

- ・体内を張り巡らされた神経には、様々なバリエーションがあることを十分念頭に置き、手術時にはそのことを踏まえたうえで、これまで以上に慎重な確認・操作を行っていくように徹底する。